

2020年6月12日

遺言信託新規成約者を対象とした遺言書保管料の免除対応について

当行は、お客さまの円滑な相続・資産承継ニーズに、より一層お応えするため、「遺言信託（※）」につきまして、新規で成約いただいたお客さまを対象に、遺言書保管料の免除を下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。

当行では、地域社会の持続的成長のため、今後も、「銀行・証券・信託」サービスをワンストップで提供し、お客さまの資産運用・承継ニーズに積極的にお応えしてまいります。

※遺言信託とは、遺言書（公正証書遺言）作成のご相談、遺言書の保管、遺言の執行までの一連のお手続きをサポートするサービスで、2019年4月より銀行本体で取扱開始しております

記

<概要>

| | |
|-----------|---|
| 免除対象となる期間 | 初年度および次年度（※） |
| 対象となるお客様 | 遺言書作成について2020年10月30日までにご相談いただき、2021年3月31日までに遺言信託のご成約をされたお客さま。 |
| 取扱店舗 | 肥後銀行の全営業店 |
| 取扱開始日 | 2020年6月10日（水） |

※詳細は、別途チラシをご確認ください。

以上

《本件に関するお問い合わせ》
肥後銀行 個人営業部
担当：開
電話 096-326-8617

相続とか、
遺言書とか、
自分には
関係ない
と思って
いませんか？



ご存知
ですか？

遺言書は「残された家族へのメッセージ」

大切な方へのメッセージは肥後銀行へご相談ください。

～ありがとうをかたちに～ 遺言書作成相談受付中

期間：2020年6月10日(水)～2020年10月30日(金)

今なら！

遺言書作成について肥後銀行にご相談いただき

2021年3月31日までに遺言信託のご契約をされたお客さまは

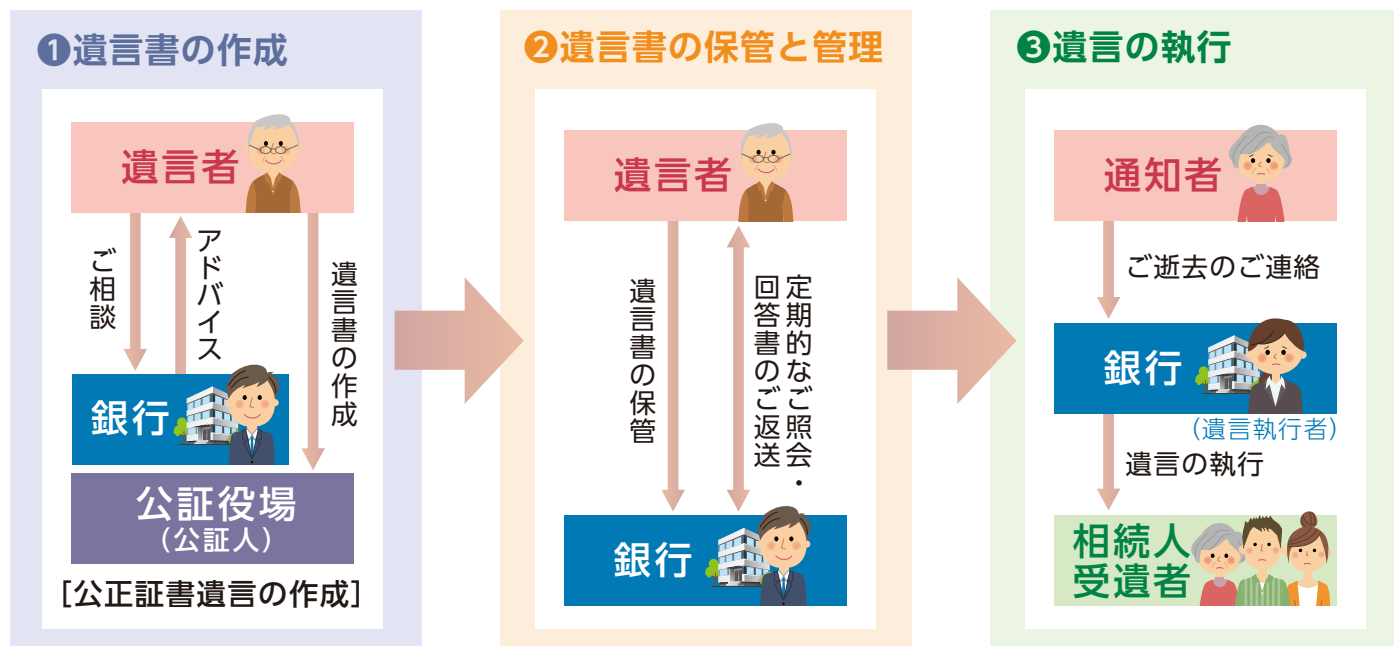
初年度および次年度の遺言書保管料をいただきません。

※遺言書保管料／【初年度】契約月から翌年3月までの月数×550円(税込) 【次年度以降】年間6,600円(税込)

詳しくは、各本支店の窓口までお問い合わせください。

肥後銀行では、遺言書の作成に関するご相談から遺言書の保管、相続開始後の遺言の執行までのお手続きをトータルサポートいたします。

遺言信託の仕組み



対象財産・ご家族の状況・財産分割のご意向等を確認のうえ、公正証書による遺言書作成のお手伝いをいたします。

公正証書遺言の正本をお預かりし、保管期間中は遺言内容について変動がないか、定期的にご照会します。

遺言者をご逝去の際は、遺言に基づき、銀行が「遺言執行者」として相続手続きを行います。

(ご参考) 自筆証書遺言書と公正証書遺言書の違い

| | 自筆証書遺言書 | 公正証書遺言書 |
|--------|--|---|
| 作成方法 | 遺言者本人が自分で作成する | 遺言者が伝えた内容を公証人が筆記する |
| 証人 | 不要 | 2名必要 |
| 遺言書の保管 | 原則、遺言者本人が保管する | 公証人役場が原本を保管する |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ひとりで手軽に作成できる ほとんど費用がかからない 遺言の存在や内容を秘密にできる | <ul style="list-style-type: none"> 形式や内容の不備により無効になるおそれがない 偽造、変造、隠匿のおそれがない 家庭裁判所の検認が不要 |
| デメリット | <ul style="list-style-type: none"> 形式や内容の不備により無効となるおそれがある 偽造、変造がされやすい 遺言書が発見されなかったり、隠匿されたりするおそれがある 家庭裁判所の検認が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 証人とともに公証人役場に出向くなどの手間がかかる ある程度の費用がかかる 証人から遺言内容がもれるおそれがある |

【自筆証書遺言書保管制度】 ～令和2年7月10日(金)より制度開始～

- ・自身で作成した自筆証書遺言書を、法務局(遺言書保管書)でお預かりする仕組みです。
- ・制度利用により自筆証書遺言書の取扱が一部変わります。

詳しくは法務省の公式HPをご参照ください。 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



留意点

本商品は、所定の手数料等がかかります。ご検討にあたっては、各商品の「パンフレット」等をお客さまご自身で必ずお読みください。詳しくは、各本支店の窓口までお問い合わせください。